

三木市記者発表資料 (令和4年4月19日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 市民協働課	課長 小田康輔 (内線 2420)	市民交流係	0794-82-2000 (内線 2497)

タイトル
<p style="text-align: center;">市民活動支援事業を募集 ～市民協働のまちづくりをめざして～</p>
内容
<p>公益的な社会貢献に係る分野における市民活動の立上げ支援として、年間 12 回以上の自主的な活動を行う設立 2 年未満の団体に対して、事業に要する経費を助成します。</p> <p>1 対象となる団体 次のいずれかに該当する団体</p> <ul style="list-style-type: none">・ 設立 2 年未満 (4 月 1 日時点) で今までに支援金を受けていない団体・ 特例団体※に該当し、設立 4 年未満 (4 月 1 日時点) で今までに支援金を受けていない団体 (ただし、今年度限りの特例措置)・ 立上げ支援型支援金を 2 回まで受けたことがある団体 <p>※新型コロナウイルス感染症の影響による令和 2 年度から令和 3 年度の活動自粛により、計画した活動ができず 1 回目の申請を逸した団体</p> <p>2 支援金の上限額及び回数 1 回目 10 万円、2 回目、3 回目 5 万円</p> <p>3 受付期間 5 月 2 日 (月) ～6 月 30 日 (木)</p> <p>4 応募方法 市役所 2 階市民協働課、各市立公民館、市民活動センター、市ホームページにある申請用紙に必要事項を記入し各窓口にて申請してください。</p>
セールスポイント
<p>市民活動支援事業は、市民の自主的・自立的な公益活動に対する支援により、市民と市との協働と参画のまちづくりの推進を図り、市民の福祉の増進に資することを目的としています。</p> <p>また、今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により活動自粛した団体に対しては、設立 4 年未満も認める特例を設けています。</p>